

幼児教育・保育の無償化について

令和 2 年 2 月 3 日

内閣府・文部科学省・厚生労働省

幼児教育・保育の無償化に関する国と地方の協議の経緯

平成29年12月8日 「新しい経済政策パッケージ」(閣議決定)

平成30年6月15日 「経済財政運営と改革の基本方針2018」(閣議決定)

11月21日、
12月3日 **教育の無償化に関する国と地方の協議**

議題：国と地方の負担割合、財政措置

(地方側) 全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長 他

(政府側) 内閣府特命担当大臣(少子化対策)、文部科学大臣、厚生労働大臣、総務大臣

12月25日 **幼児教育・保育の無償化に関する協議の場 幹事会(第1回)**

議題：対象となる認可外保育施設の範囲を条例で定めることを可能とする仕組みの検討

(地方側) 山口県知事、三鷹市長、明石市長、和光市長、嵐山町長、蔵王町長

(政府側) 内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長

12月28日 「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(関係閣僚合意)

平成31年2月14日 **幼児教育・保育の無償化に関する協議の場 幹事会(第2回)**

議題：ベビーシッターが無償化の対象となるための基準の検討

令和元年5月10日 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立

8月2日 **幼児教育・保育の無償化に関する協議の場 幹事会(第3回)**

議題：法案成立後の準備状況

10月31日 **幼児教育・保育の無償化に関する協議の場**

議題：無償化の施行状況

(地方側) 全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長

(政府側) 内閣府特命担当大臣(少子化対策)、文部科学大臣、厚生労働大臣

市町村実務検討チームを計10回、都道府県・市町村WGを計3回開催

幼児教育・保育の無償化の施行状況について（令和元年10月1日現在）

1. 無償化の対象となる施設・事業数

（1）特定子ども・子育て支援施設等

	新制度の対象とならない幼稚園 (特別支援学校含む)	預かり保育事業	認可外 ^{*1} 保育施設等	合計
施設・事業数	4,255	15,099	25,819	45,173

*1：認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の合計

（2）特定教育・保育施設等

	幼保連携型認定子ども園 (地方数量型認定子ども園含む)	新制度幼稚園 (幼稚園型認定子ども園含む)	保育所 (保育所型認定子ども園含む)	地域型保育事業	合計
施設・事業数	5,207	5,705	23,573	6,457	40,942

2. 無償化の対象となる子ども数

（1）施設等利用給付認定子ども数

認定区分	子ども数(人)	主な利用施設等
第1号	574,456	新制度の対象とならない幼稚園
第2号	353,952	認定子ども園又は幼稚園+預かり保育事業、認可外保育施設等
第3号	17,773	認定子ども園又は幼稚園+預かり保育事業、認可外保育施設等
合計	946,181	

（2）教育・保育給付認定を受けて施設等を利用している子ども数

認定区分	子ども数(人)	主な利用施設等
第1号	617,999	認定子ども園、新制度幼稚園
第2号	1,609,316	認定子ども園、保育所
第3号	112,519	認定子ども園、保育所、地域型保育事業
合計	2,339,834	

*2：「施設等利用給付認定子ども(第2号、第3号)」には、「教育・保育給付認定子ども(第1号)」で預かり保育事業等を利用する子どもが含まれる

*3：住民税非課税世帯に限る

3. 保育所等における副食費の徴収月額(平均)

「教育・保育給付認定子ども(第2号)」に限る

（1）公立施設

	副食費徴収施設数	副食費月額(円)	【参考】主食費月額(円)
認定子ども園	1,121	4,225	687
保育所	7,273	4,450	733

（2）市区町村が副食費の徴収を把握している民間施設

	副食費徴収把握施設数	副食費月額(円)	【参考】主食費月額(円)
認定子ども園	4,276	4,571	1,239
保育所	9,747	4,559	997

4. 運営基準条例等の制定・改正状況

（1）特定教育・保育施設等に関する運営基準条例

・全市区町村が改正を行う必要があるが、令和2年9月30日までの経過措置あり

改正を行った自治体：1,037
うち、今後、府令の訂正内容を反映予定の自治体：221

（2）市区町村独自の認可外保育施設の基準を定める条例

・制定は市区町村の裁量による

施行済み自治体：18 令和2年1月1日までに施行予定の1市を含む
制定済みだが未施行の自治体：4 令和2年1月1日までに制定予定の3市を含む
うち、今後、府令の訂正内容を反映予定の自治体：3
今後、制定予定の自治体：28

<出典>

1(2)：内閣府「認定子ども園に関する状況について」(平成31年4月1日現在)

[公立]文部科学省「令和元年度 学校基本調査」(令和元年5月1日現在)

[私立(新制度)]文部科学省「令和元年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況等調査」(平成31年4月1日現在)

厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」(平成31年4月1日現在)

その他：内閣府調べ(令和元年10月1日現在)

幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の所要額（令和元年度補正予算）

幼児教育・保育の無償化の実施に要する令和元年度の所要額については、国負担分は内閣府予算計上の「子どものための教育・保育給付交付金」等から、地方負担分は総務省予算計上の「子ども・子育て支援臨時交付金」からそれぞれ負担し、全額を国費で負担することとしている。

今般、令和元年10月1日時点の利用児童数等の直近の数値を基に推計した結果、国と地方の所要額が合わせて493億円増加したことから、令和元年度補正予算に当該額を計上する。

所要見込額が増加した主な要因は、女性活躍や保育の受け皿拡大が進展している中で、世帯の所得が増加するとともに、保育所等の利用者が増加したことなどが考えられる。

< 幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の所要額 >

(単位:億円)

項目		財源負担割合			令和元年度当初予算			令和元年度補正予算				
		国	県	市町村	国	県	市町村		国	県	市町村	
< 新制度 > 保育所・幼稚園等	私立	1/2	1/4	1/4	2,059	1,030	515	515	2,361 +302	1,181 +151	590 +75	590 +75
	公立	-	-	10/10	818	0	0	818	1,009 +191	0	0	1,009 +191
新制度の対象と ならない幼稚園、 認可外保育施設等		1/2	1/4	1/4	1,004	502	251	251	左と同額			
合計 ¹					3,882	1,532	766	1,584	4,375 +493	1,683 +151 ²	842 +76	1,850 +266

1 端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

2 内閣府の補正予算には、上記(+151億円)のほか、人事院勧告を踏まえた人件費の改定(+108億円)及び既定予算の残余(101億円)と合わせて158億円を計上。

幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の所要額について

(令和2年度予算案)

区分			国・地方合計(億円)			
			国	都道府県	市町村	
施設型給付 (地域型保育給付含む)	<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	4,980	2,490	1,245	1,245
		公立	2,038	-	-	2,038
子育てのための 施設等利用給付	新制度の対象とならない幼稚園等		1,247	623	312	312
	認可外保育施設等		267	133	67	67
	預かり保育等		326	163	82	82
合計			8,858	3,410	1,705	3,743

<備考>

四捨五入により、端数において合計とは一致しない。

幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針（平成30年12月28日関係閣僚合意） 抜粋

3（2）財政措置等

（事務費・システム改修費）

幼児教育無償化の実施に当たって、【 】初年度（2019年度）及び【 】2年目（2020年度）の導入時に必要な事務費について、それぞれ全額国費による負担として措置する。さらに、新たに対象となる【 】認可外保育施設等の無償化に係る事務費については、経過措置期間（～2023年度）に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置を講ずる。

令和元年度の事務費

- ▶ 120億円（令和元年度当初予算）
令和元年10月から半年分の事務費

令和2年度事務費

対象経費については、システム改修に係る経費を含む

- ▶ 240億円（令和2年度当初予算案）

令和3～5年度の認可外保育施設の無償化に係る事務費

- ▶ 120億円（令和2年度当初予算案）
3年分の事務費

（参考）無償化の対象となる認可外保育施設の利用者数は、無償化の対象となる全利用者数の数%程度と見込まれている

具体的な運用上の取扱いについては、今後、地方自治体からの意見も伺いつつ、検討する

安心子ども基金に積み増し

各年度毎の執行は、地域の実情に応じて柔軟に対応することが可能

幼児教育・保育の無償化に係る事務費の具体的な運用上の取扱いについて（案）

1．補助対象事業

（令和2年度）

幼児教育・保育の無償化の実施に当たって、都道府県及び市区町村において必要となる事務及びシステム改修等対象となる経費の範囲は、令和元年度における事務費補助等と同様

（令和3～5年度）

認可外保育施設の無償化の実施に当たって、都道府県及び市区町村において必要となる事務及びシステム改修等

2．補助率及び配分額

○補助率：定額

○配分額：以下の考え方に基づき各都道府県に配分

都道府県から市区町村に配分する際には、各市区町村における対象施設数等の違い等を考慮して、都道府県の裁量により配分可能

都道府県 2,000万円

市区町村 基礎額（150万円）+ 住民基本台帳に基づく人口 × 254円

平成31年1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口

配分の考え方は、令和元年度における事務費補助と同様

3．年度毎の執行額について

国から都道府県への配分に当たっては、年度毎の内訳を示さず交付する予定であり、自治体における年度毎の執行額にも特段制限は設けない。

そのため、自治体毎の状況に応じて、制度が定着するまでの施行当初の期間に重点的に配分するなど、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能。

4．今後のスケジュール

・2月上旬

安心こども基金管理運営要領の改正案及び交付要綱案を提示

・3月末～4月上旬

令和2年度予算成立後、改正後の安心こども基金管理運営要領及び交付要綱を正式発出

令和2年度の公定価格の対応について(案)

公定価格全般に関する事項

項目	内容
公定価格の設定方法	公定価格の設定方法について、「積み上げ方式」を維持。
旧副食費の取扱い	令和元年10月の改定により2号認定子どもの公定価格に存置された旧副食費相当額を、2号認定子どもの人件費に上乘せ。
土曜日に閉所した場合の減算の見直し	土曜日の閉所日数に応じた減算調整の仕組みを導入。 現在、全ての土曜日を閉所している場合に6～8%減算。
地域区分の見直し	国家公務員等の地域手当の設定がある地域について、当該地域の地域区分よりも支給割合の高い地域に囲まれている場合に、当該地域を囲んでいる地域のうち支給割合が最も近い地域区分まで引上げ。 子ども・子育て支援新制度施行時の経過措置については継続。
減価償却費加算の地域区分の見直し	地域区分(4区分)を廃止し、加算額を最も高い単価に統一。
所長設置加算・管理者設置加算の基本分単価への組み入れ	所長設置加算・管理者設置加算を基本分単価に組み入れ。 所長・管理者が配置されていない場合は減算。
チーム保育加配加算(認定こども園)の算定方法の見直し	チーム保育加配加算について、利用している子どもの認定区分の状況により加算額が変動しない仕組みに見直し。
幼保連携型認定こども園における施設長に係る加算措置の廃止	新制度施行後も引き続き2名の施設長を配置している幼保連携型認定こども園に対する施設長に係る加算措置について、経過措置期間(令和元年度末まで)の終了に伴い廃止。 第37回子ども・子育て会議(H30.10.9開催)において方針を決定済。

処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項

項目	内容
保育士等の処遇改善	令和元年人事院勧告に伴う国家公務員給与の改定に準じた保育士等の処遇改善(保育士平均+1.0%)を令和2年度の公定価格にも反映。
処遇改善等加算に係る運用改善及び事務負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・処遇改善等加算における加算額の配分ルールをさらに緩和。 ・賃金改善の基準年度を含め、実務への影響を精査しつつ、計画・実績報告の手続をより簡素に行うことを選択できるようにするなど、事務負担の軽減を検討。 併せて、処遇改善等加算の認定権限について、都道府県との間で協議が調った場合には、希望する市町村に移譲。

処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材の確保に関する事項【続き】

項目	内容
夜間保育加算の拡充	夜間保育加算について固有の業務や経費に鑑み、加算額を拡充。 【例】6/100地域 定員40人の場合：年額約820万円 年額約930万円（+約110万円） 処遇改善等加算 を含む。
休日保育における共同保育への加算	休日保育加算について、複数の施設が輪番制により年間を通じて利用児童を受け入れる場合も対象。
入所児童処遇特別加算の名称変更	高齢者等を非常勤職員として雇用した場合に加算される「入所児童処遇特別加算」の名称を、その趣旨・目的を適切に表現できるよう「高齢者等活躍促進加算」（仮称）に変更。
申請書類の様式の統一化	施設型給付の請求様式について、市町村が実際に使用している様式も参考に、統一的な請求様式の作成・普及を推進。

教育・保育の質の向上に関する事項

項目	内容
栄養管理加算の拡充 0.3兆円超メニューの一部実施	栄養士を雇用等した場合に、週3日程度の費用を措置。 年額12万円（嘱託の場合） 年額約80万円【1号認定】、90万円【2・3号認定】 調理員を兼務する場合も拡充の対象 年額約50万円【1号認定】、60万円【2・3号認定】
チーム保育推進加算(保育所)の要件緩和	1人分の常勤保育士の人件費相当額が加算される「チーム保育推進加算」の要件について、職員の平均経験年数を「15年以上」から「12年以上」に緩和。
給食実施加算(1号認定子ども)の拡充及び見直し	1号認定子どもに給食を提供する場合の「給食実施加算」について、きめ細かな栄養・衛生管理の下で調理する場合の単価を拡充するとともに、外部搬入の場合の単価を見直し。
主幹教諭等専任加算(幼稚園)の要件弾力化	主幹教諭等専任加算について、充実した幼小連携の実施によっても取得できるよう要件を弾力化。
施設関係者評価加算(1号認定子ども)の拡充と要件見直し	公開保育と学校関係者評価を組み合わせる場合の単価を拡充するとともに、自己評価を実施していない場合の加算適用を見直し。

公定価格に関する検討事項としていた「被虐待児等の要保護児童等への支援」については、厚生労働省の補助事業において、保育士等有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員（仮称）の配置を促進し、保育所等における要支援児童等の対応や関係機関との連携の強化等を図るための事業を実施。